

【通 則】

1. 「経済的利益」の額は、「着手金」の場合は事件処理の対象価額とし、「成功報酬」の場合は事件処理によって得られた価額とします。額が不明な場合には、500万円とみなしますが、依頼者と協議の上、適正妥当な範囲で増減額することができます。
2. 弁護士報酬の決定は1事件単位とし、審級ごとに1事件とします。
3. 事件が依頼者に帰責性ある行為のため中途終了した場合、着手金は返還せず、みなし成功報酬を請求できるものとします。
4. 各則に記載の手数料、着手金、成功報酬については、作成する書類の内容及び事件処理の内容により、50%の範囲で増減額ができます。
5. 各則に記載のない事件、各則の予想を超える事件及び特別取扱事件（緊急性等により別格の取扱いが必要な事件）については、依頼者と協議して決定します。
6. 各報酬額には消費税が別途加算されます。

【各 則】

〔1〕手数料（1～2回程度の手続・事務処理で終了する事件の報酬）

①法律相談 30分につき5千円（初回は3千円）

②裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
即決和解	示談交渉を要しない場合	300万円以下の場合	10万円
		300万円を超え3000万円以下の場合	1%+10万円
		3000万円を超え3億円以下の場合	0.5%+25万円
		3億円を超える場合	0.3%+100万円
成年後見	基本	申立費用	20万円
		財産管理等	月5万円以下

③裁判外の手数料

項目	分類	手数料	
書類作成	簡易・定型的	内容証明等	2～5万円
契約書類等の作成	基本	300万円以下の場合	10万円
		300万円を超え3000万円以下の場合	1%+10万円
		3000万円を超え3億円以下の場合	0.5%+25万円
		3億円を超える場合	0.3%+100万円
遺言書作成	基本	300万円以下の場合	20万円
		300万円を超え3000万円以下の場合	1%+20万円
		3000万円を超え3億円以下の場合	0.3%+50万円
		3億円を超える場合	0.1%+150万円
遺言執行	基本	300万円以下の場合	30万円
		300万円を超え3000万円以下の場合	2%+30万円
		3000万円を超え3億円以下の場合	1%+60万円
		3億円を超える場合	0.5%+250万円

※遺言執行で裁判手続を要したときは〔2〕①に準じた額を加算します。

〔2〕着手金と成功報酬（複雑な事件の前払い報酬と追加的報酬）

①民事裁判事件・調停事件・審判事件・示談交渉事件・保全命令・強制執行・行政事件

経済的利益	着手金	成功報酬
300万円以下の場合	20～30万円	15%
300万円を超え3000万円以下の場合	5%+10万円	10%+20万円
3000万円を超え3億円以下の場合	3%+75万円	6%+150万円
3億円を超える場合	2%+400万円	4%+800万円

②離婚事件

手続の内容	着手金	成功報酬
交渉、調停、仲裁事件	10～20万円	20～30万円
訴訟事件	20～30万円	30～50万円

※財産給付を伴う場合は、〔2〕①に準じた金額を加算します。

③契約締結交渉事件

経済的利益	着手金	成功報酬
300万円以下の場合	2%	4%
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+5万円	2%+10万円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.5%+20万円	1%+40万円
3億円を超える場合	0.3%+80万円	0.6%+160万円

④手形、小切手訴訟事件

経済的利益	着手金	成功報酬
300万円以下の場合	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の場合	2.5%+5万円	5%+10万円
3000万円を超え3億円以下の場合	1.5%+40万円	3%+80万円
3億円を超える場合	1%+200万円	2%+400万円

⑤倒産事件

i 裁判上の倒産事件（破産、民事再生、会社更生等）

区分	着手金	成功報酬
事業者	80万円以上	[2] ①を準用
個人	30万円以上	

ii 裁判外の倒産事件（任意整理）

A. 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

区分	着手金	成功報酬（事業者・個人共通）	
事業者	50万円以上	500万円以下の場合	15%
		500万円を超え1000万円以下の場合	10%+25万円
個人	20万円以上	1000万円を超え5000万円以下の場合	8%+50万円
		5000万円を超え1億円以下の場合	6%+150万円
		1億円を超える場合	5%+250万円

B. 依頼者及び依頼者に準じる者から任意提供を受けた配当原資につき

区分	着手金	成功報酬（事業者・個人共通）	
事業者	50万円以上	5000万円以下の場合	3%
個人	20万円以上	5000万円を超え1億円以下の場合	2%+50万円
		1億円を超える場合	1%+150万円

※①②共に、成功報酬算出の経済的利益額は、弁護士が回収した配当原資額を原則として、債務総額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続の利益等を考慮して算定します。

⑥刑事事件・少年事件

事件の内容	着手金	成功報酬
裁判員裁判以外の事件	10～30万円	30～50万円
裁判員裁判事件	50～100万円	50～200万円
告訴・告発	10～20万円	20～30万円

[3] 日当

出張先	日当
関東（千葉県、東京都、茨城県、埼玉県、神奈川県、群馬県、栃木県）及び東海甲信越の一部（静岡県、山梨県、長野県）	無料
上記以外	1日1万円

[4] 顧問料

従業員数	月額
1～10人	3万円
11～100人	5万円
101人～	10万円

[5] 経費・実費

依頼者には、収入印紙代、切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、鑑定費用等の経費・実費を負担して頂きます。